

色彩基準

色彩基準の考え方

本条例では、マンセル表示系で**地色**にのみ基準を設けています。

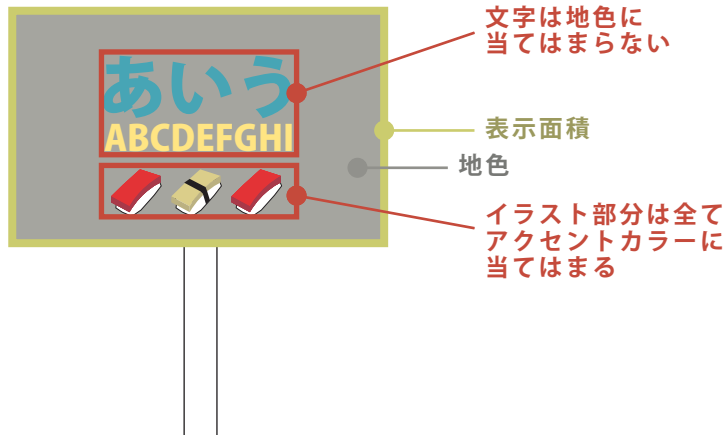
マンセル表示系：色彩の心理的な三属性である①色相（色合い）、②明度（明るさ・暗さ）、③彩度（鮮やかさ）の3要素により表現されています。

○ 地色とは

背景色など文字以外の部分の色彩が該当します。

地色に用いることのできる色彩基準は彩度10以下となっていますが、アクセントカラーとして、表示面積の一定の割合までは彩度10を超える色彩の使用を認めています。（右表参照）

なお、写真やイラストはその範囲全てがアクセントカラーに該当します。



地色の色彩基準

対象区域	色の三属性	地色全体の基準	アクセントカラーの基準 ※写真・イラストを含む
小樽歴史景観区域 色内本通 堺町本通 運河通線 臨港線	色相	—	—
	明度	—	—
	彩度	10 以下	10 を超える (表示面積の 1/8 以下)
市域全域 案内用広告物	色相	—	—
	明度	—	—
	彩度	10 以下	10 を超える (表示面積の 1/4 以下)